

令和8年度  
農村次世代関係人口創出事業

募集要領

令和8年4月

静岡県

## 1 目的

静岡県では、環境・経済・社会の調和による持続可能な農村づくりを推進しています。

学生がふじのくに美しく品格のある<sup>むら</sup>邑（以下「<sup>むら</sup>邑」という。）を訪れ、農作業や地域イベントに関わり SNS を活用して情報発信し、活動を活性化する取組を支援します。

## 2 募集する活動内容

### (1) 支援対象者

県内外の大学等のゼミ・サークル（大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校生）（以下「団体」という。）とします。

### (2) 支援対象事業

以下ア～エについては必須要件とする。

ア 農作業体験や地域イベントの企画・参画等

イ SNSでの情報発信（団体が所有する既存のアカウントを使用する）

ウ 3年以上共に活動を継続している<sup>むら</sup>邑との活動を除く

エ 年間を通して、1<sup>むら</sup>邑に対し3回以上の活動へ参加ができること

以下オ～カについては任意とする。

オ 団体に所属する各人が所有するアカウントを使用したSNSでの情報発信

カ 本事業を活用する他団体の活動フィールドへの参加（上限1回）

### (3) 支援対象経費

別表1のとおり

### (4) 事業期間

決定の通知日から令和9年2月26日(金)まで

### (5) 支払経費

別表1に掲げる経費の10分の10以内

### (6) 支援限度額

1団体当たり300千円を限度とします。 ※別表1に掲げる項目のみ対象とします。

### (7) 対象件数

4団体程度

### (8) 実施期間

令和8年度

## 3 申込みの手続き

### (1) 提出書類

ア 申請書類一式

(1) 申請書（様式1号）

(2) 推薦書（様式2号）

(3) 事業計画書（様式3号）

\*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.shizuoka.jp//kensei/introduction/soshiki/1002123/1041030/1074044/1071225.html>

## (2) 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)17時

## (3) 提出方法

下記提出先まで、メールにて提出ください。

[提出先]

静岡県経済産業部農地局農地保全課

Eメール : nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

## 4 審査方法・基準

- (1) 申請内容を確認するために、県から問い合わせをすることがあります。
- (2) 活動の目的、活動計画の具体性、<sup>むら</sup>への貢献度等の観点を踏まえ、地域バランスを考慮したうえで決定します。
- (3) 申請内容が妥当と認められる場合、事業実施団体として決定します。
- (4) 決定の通知は原則メールにて発出します。

## 5 活動先

ふじのくに美しく品格のある<sup>むら</sup>邑づくり連合に登録されている<sup>むら</sup>邑(別表2)

(参考HP : <https://www.fujinokuni-mura.net>)

※ただし、<sup>むら</sup>邑との調整は各団体が行い、3(1)事業計画書に記載すること。<sup>むら</sup>邑への連絡方法を問い合わせたい場合の窓口は別表3のとおり。

## 6 投稿内容

- (1) 日付、活動場所(<sup>むら</sup>邑の名前)、活動内容が分かるもの、活動を通して感じたことを記載。
- (2) 4枚以上の写真を添付すること。そのうち1枚は、団体参加者と<sup>むら</sup>邑の人々との集合写真とする。
- (3) 「#むらとも2026(ハッシュタグ むらとも2026)」を投稿文に記載する。

## 7 支払方法

本事業は、原則精算払(銀行振込)とします。以下の物を提出し、妥当と認められた費用に対し年間3回を上限に分割し支払を行います。

- (1) 領収書等の支出した費目、金額、店舗(支出先)、日付が分かるもの。
- (2) 6を満たしたSNS投稿が確認できるもの(投稿画面のスクリーンショットなど)。

(3) (1)、(2)を様式4号にまとめ、メールにて提出すること。

なお、以下の物を提出した場合に限っては、概算払を認めます。

(1) 概算払請求書(様式5号)

(2) 資金状況調べ(様式6号)

概算払については原則1回、交付申請額の50%を上限とします。

## 8 申請額の変更

支援金交付申請額が変更となる場合には、事業期間内に変更申請書(様式1-1号)を提出すること。

## 9 留意事項

(1) 申請書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあります。

(2) 提出された申込書類や報告書等は、県での厳正なる管理下に置かれ、本事業以外の用途に使用されることはありません。

(3) 銀行振込による支払いとなるため、銀行口座を開設できる団体に限り(団体代表者の口座可)。

(4) 邑<sup>むら</sup>への移動及び活動中に発生した事故等については責任を負いかねます。

(5) 各団体によるSNS投稿内容について、「むらサポ」HP内「活動報告」に掲載をさせていただきます場合があります。予めご了承ください。

(参考：むらサポHP) <https://www.shizuoka-murasapo.net>

(6) 事業内容について、意見交換会等で発表をしていただきます。

(7) 本事業に係る問い合わせ先は別表3のとおりです。

別表 1

支援の対象となる費目と内容		
費目区分	内容	留意事項
旅費	事業執行に必要なガソリン代、高速道路料金、電車代等、団体が所属する学校又は団体に所属する学生の自宅から <sup>むら</sup> 邑へ移動する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の実施に必要なものであり、行程及び移動手段が経済的かつ合理的であること。</li> <li>・ガソリンは、県の旅費規定に基づくものとする。(円/km)</li> <li>・高速道路その他の有料道路、駐車場利用料については合理的な理由がある場合のみ対象とする。</li> <li>・高速道路その他の有料道路利用料は、日付、区間、料金が証明できるようにすること。</li> </ul>
需用費	事業執行に必要な消耗品代、飲料代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の所有物になるものは除く。</li> <li>・食糧費(弁当、食事代等)は、助成対象外。</li> <li>・ペットボトルの配布による飲料水、茶の提供は対象とする。</li> </ul>
使用料及び賃借料	事業執行に必要な車両のレンタル料若しくはリース料として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用日、使用箇所等がわかる書類を残すこと。</li> </ul>
雑役務費	活動を行う際に必要な保険として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の正会員及び活動参加者を対象とする。</li> <li>・自動車保険、イベント保険等が対象。日時、被保険者が分かる書類を残すこと。</li> </ul>

別表 2

市町	地域	邑
下田市	伊豆	下大沢
下田市	伊豆	加増野
下田市	伊豆	大賀茂
東伊豆町	伊豆	大川
東伊豆町	伊豆	奈良本
河津町	伊豆	上佐ヶ野わくわくの里
河津町	伊豆	伊豆見高入谷高原
河津町	伊豆	河津桜とねはんの里 沢田
西伊豆町	伊豆	宇久須
南伊豆町	伊豆	日野 元気な百姓達の里
南伊豆町	伊豆	伊浜地区
南伊豆町	伊豆	海の里 吉田村
松崎町	伊豆	石部赤根田村百笑の里
松崎町	伊豆	那賀地区
西伊豆町	伊豆	中
沼津市	伊豆	寿太郎みかんのふるさと西浦
沼津市	伊豆	戸田
沼津市	伊豆	浮島
沼津市	伊豆	夢むら井田
熱海市	伊豆	日本一のだいだいの里「多賀」
三島市	伊豆	三島箱根西麓地区
三島市	伊豆	中郷地区
三島市	伊豆	山田川自然の里
伊東市	伊豆	十足
伊東市	伊豆	富戸吉田
伊豆市	伊豆	伊豆月ヶ瀬梅の里
伊豆市	伊豆	桂流コシヒカリのふる里
伊豆市	伊豆	いずのやね茅野
伊豆市	伊豆	日本一の水わさびの邑
伊豆の国市	伊豆	韮山多田
伊豆の国市	伊豆	韮山金谷
伊豆の国市	伊豆	浮橋
函南町	伊豆	丹那 (たんな)
御殿場市	東部	西澤水系
御殿場市	東部	沼田ロマンチック街道
御殿場市	東部	二子湧水の里
御殿場市	東部	せせらぎ中清水
裾野市	東部	パノラマ遊花の里
裾野市	東部	深良地区

市町	地域	邑
清水町	東部	久米田 (くまいでん)
長泉町	東部	上長窪地区
小山町	東部	所領
小山町	東部	金太郎産湯の里湯船
小山町	東部	上野美農里の会
小山町	東部	吉久保日吉の里
富士宮市	東部	柚野の里
富士宮市	東部	白糸の里
富士宮市	東部	南条の里
富士宮市	東部	内房の里
富士宮市	東部	天子ヶ岳の里
富士宮市	東部	五感で癒される湧水の里いのかしら
富士宮市	東部	羽鮒の里
富士市	東部	岩本山とかりがね堤を守る邑
富士市	東部	富士山のふもとの郷を守る邑
富士市	東部	大淵笹場
富士市	東部	はるやま 21
富士市	東部	今神倶楽部
静岡市清水区	中部	原・新丹谷
静岡市清水区	中部	清水区西里
静岡市清水区	中部	布沢 (ぬのさわ)
静岡市清水区	中部	浜石岳と八千代の桜
静岡市清水区	中部	茂畑
静岡市清水区	中部	加瀬沢
静岡市葵区	中部	有東木
静岡市葵区	中部	清沢
静岡市葵区	中部	大沢地区
静岡市葵区	中部	奥藁科・大川
静岡市葵区	中部	水見色
静岡市葵区	中部	奥長島
静岡市葵区	中部	大代 (おおじろ)
静岡市葵区	中部	玉川
静岡市葵区	中部	梅ヶ島
静岡市葵区	中部	小瀬戸
静岡市葵区	中部	足久保
静岡市駿河区	中部	小坂
静岡市駿河区	中部	丸子
島田市	中部	神座鶉網
島田市	中部	越地 (コエヂ)
島田市	中部	湯日
島田市	中部	抜里

市町	地域	邑
島田市	中部	ささま
島田市	中部	間（あい）の宿 菊川
島田市	中部	いくみ
島田市	中部	東町
焼津市	中部	中の島
焼津市	中部	西島
焼津市	中部	方ノ上
藤枝市	中部	殿
藤枝市	中部	本郷
藤枝市	中部	岡部本郷
藤枝市	中部	葉梨山水会
藤枝市	中部	滝沢・滝ノ谷
藤枝市	中部	市之瀬
藤枝市	中部	玉取
藤枝市	中部	中里
牧之原市	中部	菅山原
牧之原市	中部	坂部
牧之原市	中部	蛭ヶ谷
吉田町	中部	吉田たんぼ
川根本町	中部	徳山
川根本町	中部	池の谷・閑蔵
川根本町	中部	地名
川根本町	中部	けっこい瀬平
川根本町	中部	縁結びの村くのわき
掛川市・袋井市・磐田市	西部	とうもんの里
磐田市	西部	敷地村
磐田市	西部	とんぼの里 岩井
磐田市	西部	田原地区
磐田市	西部	岩田
掛川市	西部	茶文字の里 東山
掛川市	西部	高天神の里
掛川市	西部	東山口・西山口
掛川市	西部	掛川天守をのぞむ里
掛川市	西部	そよかぜ広場
掛川市	西部	報徳・温泉・農業の里倉真
掛川市	西部	深蒸し茶と東海道宿場の里 日坂
袋井市	西部	源氏とひまわりの里
袋井市	西部	諸井里山の会
袋井市	西部	いまい保全の会
御前崎市	西部	カカシ祭りの里 新野

市町	地域	邑
御前崎市	西部	朝比奈
菊川市	西部	千榎（せんがまち）の棚田
菊川市	西部	嶺田用水の里
菊川市	西部	こがね色の里
菊川市	西部	横地城跡保全の会
森町	西部	森町南部
森町	西部	天方
森町	西部	一の宮の里
森町	西部	歴史と自然が奏でる里山 三倉
浜松市中央区	西部	地域いきいき共生！恩地町環境みどり会
浜松市中央区	西部	和地ふるさと会
浜松市中央区	西部	中郡地区
浜松市中央区	西部	中ノ町地区
浜松市中央区	西部	村櫛地区
浜松市中央区	西部	大塚地区
浜松市中央区	西部	らびりんすゆうとう
浜松市中央区	西部	美竹林と極旨野菜の里
浜松市中央区	西部	潮騒響く玉ねぎの里篠原
浜松市浜名区	西部	銅鐸と水田のふるさと中川
浜松市浜名区	西部	大好き！渋川
浜松市浜名区	西部	三ヶ日みかんの里
浜松市浜名区	西部	都田地区
浜松市浜名区	西部	～竜ヶ岩山～西四村の里
浜松市浜名区	西部	ひずるしい鎮玉
浜松市浜名区	西部	久留女木の棚田～竜宮小僧伝説の邑～
浜松市浜名区	西部	沖通り農地保全会
浜松市天竜区	西部	夢未来くんま
浜松市天竜区	西部	そばの里づくり 佐久間
浜松市天竜区	西部	いっぷく処横川
浜松市天竜区	西部	はるの山の楽校
浜松市天竜区	西部	ほっと龍山
浜松市天竜区	西部	水窪地区
浜松市天竜区	西部	花桃の里
湖西市	西部	新所水とみどりのプロジェクト
湖西市	西部	神座里山多夢の会
湖西市	西部	佐吉の里・山口
湖西市	西部	日本一前向きな地区！前向

HP：<https://www.fujinokuni-mura.net>

別表 3

所属名	住所・電話	所轄市町
賀茂農林事務所 農村計画課	〒415-0016 下田市中 531-1 TEL 0558-24-2080 Mail kamonou-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部農林事務所 農村計画課	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3 TEL 055-920-2165 Mail tounou-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	沼津市、熱海市、三島市、伊 東市、裾野市、御殿場市、伊 豆市、伊豆の国市、函南町、 清水町、長泉町、小山町
富士農林事務所 農村計画課	〒416-0906 富士市本市場 441-1 TEL 0545-65-2201 Mail fuji-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	富士市、富士宮市
中部農林事務所 農村計画課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20 TEL 054-286-9268 Mail AFO-chubu-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	静岡市
志太榛原農林事務所 農村計画課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 TEL 054-644-9123 Mail AFO-shidahai-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	島田市、焼津市、藤枝市、牧 之原市、吉田町、川根本町
中遠農林事務所 農村計画課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4 TEL 0538-37-2290 Mail nourin-chuen-nouson@pref. shizuoka. lg. jp	磐田市、掛川市、袋井市、御 前崎市、菊川市、森町
西部農林事務所 農村計画課	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12-1 TEL 053-458-7224 Mail seinou_nouson@pref. shizuoka. lg. jp	浜松市、湖西市
農地保全課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 TEL 054-221-2714 Mail nouchihozen@pref. shizuoka. lg. jp	全県